

みんなでつくる ^{とも} 共につながりあう まち

✿ ご案内します ✿

せい ねん こう けん せい ど
成年後見制度などの
けん り よう ご し えん
権利擁護支援



大田区成年後見制度利用促進中核機関
社会福祉法人大田区社会福祉協議会
おおた成年後見センター

はじめに

何を食べるか。何を着るか。どんなサービスを使って、どこでどのように暮らしていくか。私たちは、そんないくつもの選択をしながら、日々の生活を送っています。そして、その選択には「契約」という「法律行為」が関連しています。

大田区社会福祉協議会は、病気や加齢によって、自分ひとりでは判断がむずかしくなっても、制度やサービスなどを適切に利用することで、誰もが尊厳をもって、自分らしく安心して暮らしていける地域となることをめざしています。

●^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって、判断する能力が十分でない方について、ご本人の「権利」を法的に守る制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の二種類あり、判断能力の状態に応じて、利用するタイミングが異なります。

●^{ちいきふくしけんりようごじぎょう}地域福祉権利擁護事業

軽い認知症、知的障害、精神障害などで福祉サービスの利用を必要とする方と、大田区社会福祉協議会が契約し、福祉サービスの利用の手続きや、日常生活費の払戻し、重要な書類の預かりなどを行い、地域での暮らしを支援します。

まずは、本人の気持ちを知ることから

ご本人の気持ちに沿った支援とするためには、ご本人の意向を尊重することが大切です。

ご本人は、どのようなことを希望されているでしょうか？

障害や病状によっては、答えることが難しい場合もあるかもしれませんが、これまでの生活の中で大事にしていたことなどから、考えてみませんか。

- 今後、どのような生活を希望されているか？
- 手伝ってほしいと思っていること、困っていることは何か？
- お金の管理などは、どのようにしていきたいと考えているか？
- 好きなこと・嫌いなこと・苦手なこと・大事にしていることは何か？



《 目 次 》

◆ 成年後見制度について

自分ひとりの力では預貯金や不動産の管理、福祉施設の入所契約、保険や相続の手続きなどがむずかしくなったとき、ご本人に代わって支援します。

判断能力が低下していたら「法定後見制度」

1ページ～

元気なうちに備える「任意後見制度」

5ページ～

◆ 地域福祉権利擁護事業について

判断能力が不十分な方を対象に、ご本人との契約にもとづいて、福祉サービスを利用するための支援や日常生活費の払戻し、重要書類の預かりなどを行います。

福祉サービスの利用手続きや支払いの相談

7ページ～

◆ おおた成年後見センターについて

大田区や地域包括支援センター、障がい者総合サポートセンターなどの関係機関、弁護士などの専門職と連携し、成年後見制度等の相談に応じています。

成年後見制度の相談・案内

11ページ～

法定後見制度

すでに判断能力

判断能力が十分でないため、自分ひとりでは、法律行為(契約など)や財産管理がむずかしくなったとき、家庭裁判所が代理人(補助人・保佐人・成年後見人)を選び、支援するしくみです。



何から
支払ったらいいか
わからなくなって…

お金の出し入れや保険料、
税金等の支払い



悪質な業者に
だまされて
しまったかも…

よくわからずにしてしまった
不要な契約の取り消し

契約の内容を
説明されても
わからない…



福祉サービスの契約や
病院・福祉施設の契約手続き



これまで親が
手伝ってくれて
いたけど…

重要な財産の管理や
遺産の分け方

成年後見人等の仕事の内容

- ①財産管理 ・ 預貯金や不動産などの財産の管理や契約
・ 年金収入や家賃収入などの収入の管理や契約
・ 公共料金や保険料などの支出の管理や契約
- ②身上保護 ・ 医療や介護に関する契約や支払い
・ 病院への入院や施設入所に関する契約手続きなど、本人らしい生活を整えるための手続き

③ ①～②の内容を定期的に家庭裁判所に報告

預貯金通帳、契約書、領収証等をもとに、活動した内容を家庭裁判所または監督人(選任されている場合)に報告します。

が^{じゅうぶん}十分でない方を^{かた}法的に^{ほうてき}支援^{しえん}します

法定^{ほうていこうけん}後見^{ごけん}の3つの^{るいけい}類型

判断能力に応じて、3つの種類に分けられ、支援できる範囲が異なります。

類 型	判断能力の 程度	本人の状況	援助のための権限
補 助 ^{ほじょ}	不 十 分	重要な手続きなど手助けを してもらった方がよい	限定同意権＋限定代理権
保 佐 ^{ほさ}	著 しく 不 十 分	重要な手続き・契約などを ひとりではできない	法定同意権＋限定代理権
後 見 ^{ごけん}	欠けている のが 通常	多くの手続き・契約などを ひとりではできない	包括的な代理権

※どの類型に相当するかは、日頃の本人の様子も踏まえて、かかりつけの医師に相談
してみてください。申立てのときに医師に作成してもらう診断書（家庭裁判所指定
様式）が参考になります。

代理権^{だいいけん}

- 本人に代わり、「預貯金の払戻し」や「不動産の管理や処分」をしたり、「医療や介護に関する契約」をしたりすることができます。
- 代理権の範囲は、「後見」の場合、すべての財産管理に関することに与えられますが、「保佐」・「補助」は、本人の同意のもと、本人に支援が必要な部分に限定的に与えられます。



同意権・取消権^{どういけん とりけしけん}

- 本人が契約などの法律行為をするとき、補助人・保佐人の同意を必要とされた事項について、同意します（同意権）。

【補助・保佐の場合】

補助人・保佐人の同意がないままに本人が契約を行った場合、取り消すことができます（取消権）。

【後見の場合】

成年後見人は、本人が行った不利益な契約を取り消すことができます。

※日常生活に関する行為を除く。

せい ねん こう けん にん とう

成年後見人等にはできないこと

- ✕ 入院・入所時やアパート契約において保証人になること
- ✕ 手術や延命治療などの医療行為への同意
- ✕ 介護や看護などの事実行為 など

せい ねん こう けん にん とう

か てい さい ばん しょ

えら

成年後見人等は家庭裁判所が選びます

せい ねん こう けん にん とう

成年後見人等になれるのは、

- 親族
- 専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）
- 法人・市民後見人 など



* 家庭裁判所では、ご本人の意見や心身状況、後見人候補者との関係など総合的に判断して成年後見人等を選びます。

せい ねん こう けん にん とう

ほう しゅう

成年後見人等の報酬

- ¥ 成年後見人等は、後見業務を行った対価として、本人の財産の中から報酬を得ることができます。
- ¥ 報酬額は、報酬付与の申立てをすることにより、本人の財産状況や後見事務の内容を考慮して家庭裁判所が決定します。

申立て手続きの流れ

* ②申立てから⑤審判までは、原則1～2か月程度かかります。

① 手続き準備

申立てに必要な書類をそろえます。

② 申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に書類を提出します。

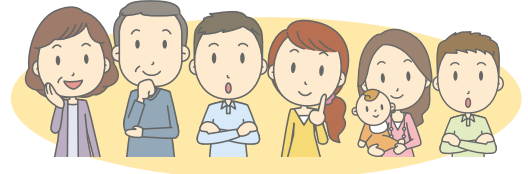
③ 面接

申立て内容等について、申立人と後見人等候補者に確認します。
※本人に面接することもあります。

成年後見制度の手続きのしかた

申立て（利用手続き）ができる人

- ・ 本人
- ・ 配偶者
- ・ 4親等内の親族
- ・ 区市町村長
- ・ 任意後見受任者・任意後見人など



申立てにかかる費用

¥ 2万円程度（鑑定が省略された場合）

- ・ 収入印紙（申立手数料800円、登記手数料2,600円）
※保佐・補助で代理権・同意権付与の申立てには、それぞれ800円追加
- ・ 郵便切手（4千円程度）
- ・ 鑑定費用（家庭裁判所が必要とした場合）おおよそ10万円程度
- ・ 医師の診断書の作成費用（費用は病院により異なります）
- ・ 戸籍抄本・住民票の写し等発行手数料

¥ 申立て費用は、申立人が負担します。
（申立ての際に、本人に返してもらえよう求めることができる費用もあります）

¥ 書類作成等を司法書士・弁護士に依頼した場合は、10万円～20万円程度かかります。

重要!

成年後見制度をやめるためには、家庭裁判所の許可が必要です。

④ 鑑定

本人の判断能力を医学的に判定します。
※省略されることもあります。

⑤ 審判

類型や支援の内容、成年後見人等が決定します。

⑥ 成年後見登記

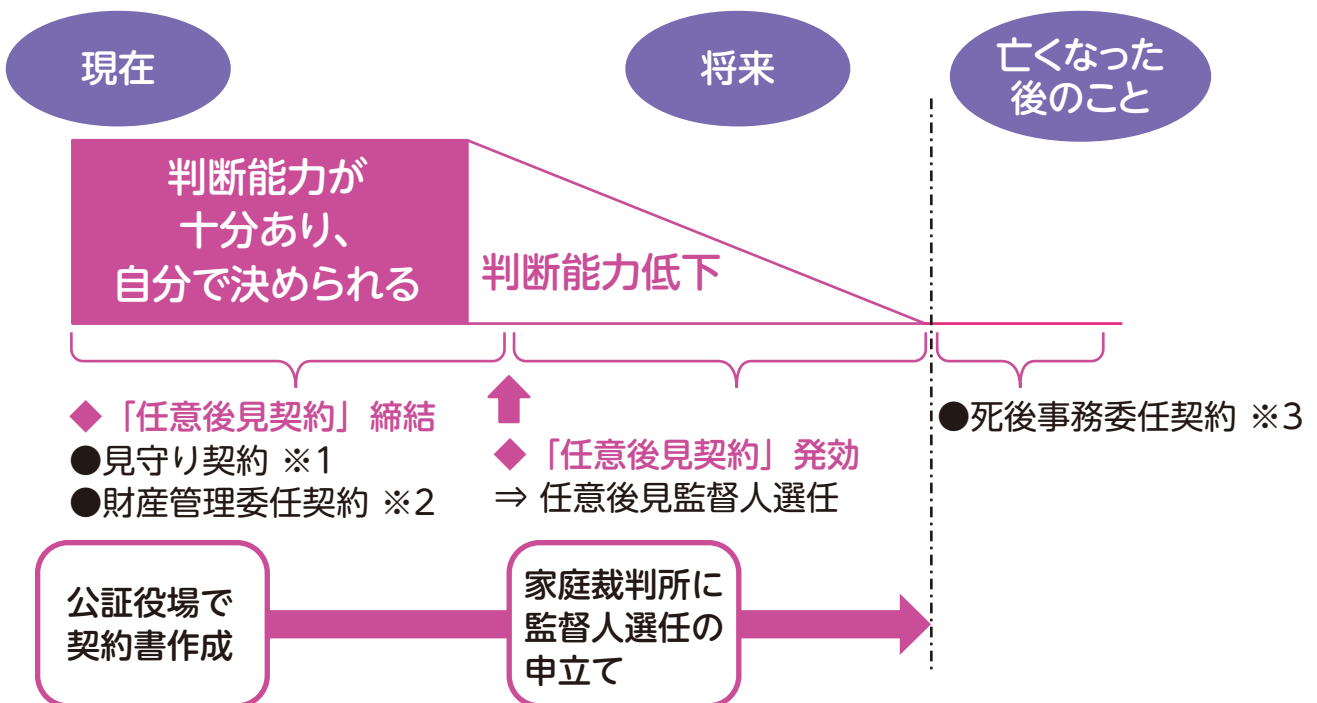
家庭裁判所が法務局に登記を依頼します。

任意後見制度

自分で決めら

判断能力が十分にあるうちに、自分が信頼できる人と「後見を依頼する契約」を公正証書で結んでおく制度です。判断能力が低下した後に家庭裁判所に手続きをし、後見人による支援が開始されます。

将来のイメージ



●「任意後見契約」とあわせて考えたい3つの契約など

見守り契約 ※1	財産管理委任契約 ※2	死後事務委任契約 ※3
本人と任意後見受任者が定期的に電話や面談等を行うことにより、健康状態や生活状況を確認し、任意後見をスタートさせる時期を判断します。	体力的な衰えや病気加療等の理由により、財産の管理について委任する契約です。 判断能力が低下する前の支援で、任意後見契約の効力が生じるまでの間を対応します。	亡くなった後の諸手続きや生前債務の支払い、葬儀、納骨、家財の片づけなどを、あらかじめ信頼できる第三者と委任契約を結んでおき、自分の最後の思いを実現してもらう方法です。

自分の財産を誰にどう残すかといった意思表示は、遺言により死後に伝えることができます。

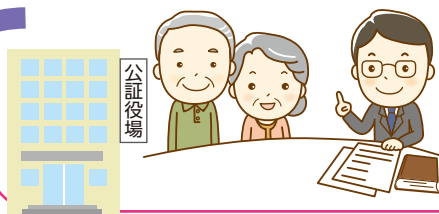
れるうちに、将来に備える



任意後見契約の流れ

① 任意後見契約締結

支援をお願いしたい人（任意後見受任者）と任意後見契約を結びます。



本人の判断能力が低下してきたら…

② 任意後見契約の発効の手続き

家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。

4親等内の親族や任意後見受任者が申立て

家庭裁判所



監督人を選任

③ 任意後見開始

任意後見受任者が任意後見人となり支援を始めます。



【契約書（公正証書）で定めておくこと】

- ・後見人を任せる人
- ・任せたいことがら
- ・月々の報酬額

※任意後見契約は公証人の作成する公正証書によって結びます。



① 契約書（公正証書）作成にかかる費用の目安

公正証書の作成手数料（13,000円）、登記嘱託手数料（1,400円）、法務局に納付する印紙代（2,600円）のほか、正本・謄本等用紙代、郵便切手代等がかかります。詳しくは、利用される公証役場にご確認ください。



② 任意後見監督人選任の申立てにかかる費用

2万円程度（鑑定が省略された場合）

ポイント!

- 任意後見人に支払う報酬額は、契約をする前に、本人と任意後見受任者との間で決めます。
- 任意後見監督人にも報酬は発生します。支払う報酬額は、家庭裁判所が決めます。
- 任意後見人は、亡くなった後のことはできません。

ち い き ふ く し け ん り ょ う ご じ ぎ ょ う 地域福祉権利擁護事業

て き せ つ ふ く し
適切な福祉

に ち じ ょ う せ い か つ じ り つ し え ん じ ぎ ょ う
(日常生活自立支援事業)

か る に ん ち し ょ う ち て き し ょ う が い せ い し ん し ょ う が い ふ く し
軽い認知症、知的障害、精神障害などにより、福祉サービスの
り ょ う ふ あ ん か た お お た く し ゃ か い ふ く し き ょ う ぎ か い け い や く む す
利用に不安がある方と、大田区社会福祉協議会が契約を結んで、
ほ ん に ん ふ く し り ょ う て つ だ
ご本人にあった福祉サービスが利用できるようお手伝いをします。

どんな福祉サービスを利用したらいいのかわからない…



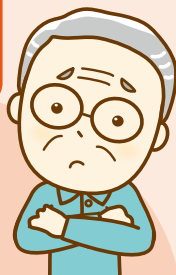
せ い か つ ひ つ よ う ふ く し
生活に必要な福祉サービスの利用についてアドバイス

いろいろなお知らせが届くけど、よくわからない…



ゆう び ん ぶ つ か く に ん
郵便物の確認や
て つ づ し え ん
手続きの支援
*代筆はできません

公共料金や家賃、医療費の支払いを忘れるようになってきた…



に ち じ ょ う て き し は ら て つ づ
日常的な支払いの手続きと
と も な よ き ん は ら も ど
それに伴う預金の払い戻し

大切な書類をどこにしまったかわからなくなってしまう…



か し き ん こ じ ゅ う よ う
貸金庫での重要な
し ょ う り あ ず
書類の預かり

サービスが受けられるよう支援します

対象となる方

- 軽い認知症や知的障害、精神障害などにより、お一人では適切な福祉サービスの選択や利用がむずかしい方。
- 本事業の契約内容について理解できる方。
- 大田区内で在宅生活をしている方。

サービスの内容

① 福祉サービスの利用援助

生活に必要な福祉サービスの利用について一緒に考え、支援につなぎます。また、契約した福祉サービスが契約したとおりに提供されているか確認したり、アドバイスをします。

- 福祉サービスの利用料の支払い
- 郵便物の確認をして、必要な手続き
- 家賃や公共料金の支払い



さらにオプション(特約)を結ぶと…

② 預貯金払戻しサービス

日常生活に必要な預貯金の払戻しを行い、支援計画で定めた金額の生活費を届けます。

③ 書類等預かりサービス

金融機関の貸金庫にて、大切な書類等などをお預かりします。
(年金証書、預貯金通帳、保険証書、権利証等)

支援の方法

- 「相談」「助言」「情報提供」がサービスの基本となります。
- ご本人との契約に基づき、地域で安心して暮らせるよう支援します。
- 「専門員」がご本人の希望をお聞きし、「生活支援員」がご自宅を訪問します。

利用料金

* 契約後から料金が発生します

サービスの内容	利用料金
福祉サービスの利用援助	◎月額基本料として1,000円 ◎1回の利用時間が1時間まで1,000円 (1時間を超える分は、30分までごとに500円を加算)
預貯金払戻しサービス	
書類等預かりサービス	◎金融機関貸金庫代 月額1,000円

契約までの流れ



相談受付



訪問調査

(生活の様子・契約能力の把握のため、面談を複数回おこないます)



支援計画

(専門員がご本人とご相談します)

◆利用意思や契約能力の確認を丁寧に行う必要があり、収入・支出も含めた個人のプライベートな状況

預貯金払戻しサービスのご利用にあたって

- 「預貯金払戻しサービス」では、必要に応じて、「同行」「代行」「代理」※による援助を行います。

※「代理」の場合は、金融機関に「社会福祉協議会の印鑑」を登録し、「代理権」の設定をします。

社会福祉協議会は、ご本人に代わり、金融機関から「預貯金の払戻し」をします。そして、ご本人と決めた生活費をお届けします。「生活費の管理」は、ご本人が行います。

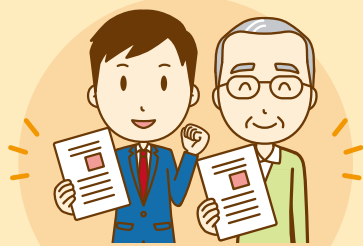
- 預貯金通帳は、基本は、「ご本人が保管」します。失くしてしまうなどの不安がある方は、「社会福祉協議会に預ける」ことができます。

社会福祉協議会に預ける場合は、ご本人が受け取れなくなったときのために、「通帳を引き渡す人」を決めてください。

◆本事業は、ご自身で手続きを行えるよう「助言」が基本です。ご本人に代わって、財産管理や施設入所、入院の契約などを行うことはできません。重要な財産行為や法律行為が必要な場合は、成年後見制度の利用をご検討ください。



づくり
支援内容を



契約



支援スタート
(生活支援員による支援を開始します)

を把握し、支援方法を検討するため、支援をスタートするまで一定の期間がかかります。

おおた^{せい ねん}成年 後見^{こう けん}センター

〈大田区成年後見制度利用促進中核機関〉

成年後見^{せい ねん こう けん}制度^{せい ど}などのご 大田区^{おお た く}や関係^{かん けい}機関^{き かん}と連^{れん}



成年後見制度の相談・利用支援

- ・成年後見制度の説明や申立て手続きのご案内などを行っています。



親族後見人等のサポート

- ・親族向け成年後見講座の開催（年3回）
 - ・親族後見人交流会や後見業務に関する相談などに応じています。
- ※正しい制度理解や申立時の支援、親族が後見人等に就任後も継続したサポート



市民後見人（社会貢献型後見人）の育成・支援

同じ地域で暮らす区民目線で、本人に寄り添った支援ができる人材の育成に取り組んでいます。



福祉従事者の支援

- ・権利擁護支援検討会議の開催（月1回）
- 本人の権利擁護支援において、支援チームが判断に迷う場合などに、専門的助言が受けられる仕組みです。



法人後見業務

社協が成年後見人等を受任する「法人後見」に取り組み、セーフティネットとしての役割を担っています。

また、市民後見人の成年後見等監督人に社協が就任し、市民後見人の支援を行っています。



地域福祉権利擁護事業

（7ページ）



成年後見制度の 広報・周知

- ・成年後見制度てつづきガイド
- ・大田区社協ホームページ

『アニメで知る
成年後見制度』



▶ 出前講座

地域包括支援センターや介護支援専門員などの勉強会、地域団体等の集いへ職員を無料で派遣します。

案内や利用支援、成年後見人等のサポート等を 携して行っています



老いじたく推進事業

人生100年時代！元気なうちから将来に備える！！

～自分自身の想いが尊重され、いつまでも自分らしく、より前向きに、安心して暮らすために～



◆老いじたく相談（月4回・事前予約制）

相談を通じて、自身の備えや気持ちの整理を一緒に行い、老いじたくを進めるきっかけとなるよう取り組んでいます。

◆老いじたく合同相談会

個別相談に参加された方が、次のステップに進めるよう、各分野の専門職からの助言を一度に受けられる場として合同相談会を開催しています。

◆老いじたくセミナー・講演会

老いじたく全般をパンフレットに沿って説明します。将来に向けて備えておきたい事柄や必要な知識、そのポイントなどを広くお伝えします。

福祉法律相談（無料）

◆日常生活上の法律に関する相談（午前10時から正午）

	相談内容	相談時間	相談員
火曜日 (第5火曜日は除く)	日常生活上の法律問題全般	おひとり 40分間	弁護士

◆成年後見に関する専門相談（午前10時から正午）

	相談内容	相談時間	相談員
第1・2・4木曜日	成年後見制度に関する相談	おひとり 1時間	司法書士

◆公正証書の活用に関する相談（午前10時から正午）

	相談内容	相談時間	相談員
第3木曜日	任意後見・遺言相続・尊厳死宣言 ・養育費等に関する相談	おひとり 30分間	公証人



※事前予約制：おおた成年後見センター
TEL:03-3736-2022



せい ねん こう けん おおた成年後見センター

おおた成年後見センターでは、成年後見制度などの権利
擁護支援に関するお問合せやご相談をお受けしています。



しゃ かい ふく し ほう じん おお た く しゃ かい ふく し きょう ぎ かい
社会福祉法人 大田区社会福祉協議会

〒144-0051 おお た く に し か ま た 大田区西蒲田 7-49-2

おお た く しゃ かい ふく し ない
大田区社会福祉センター内



でん わ 電話 03-3736-2022 (直通) (ちよくつう)
FAX 03-3736-5590

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

※来所を希望される方は、事前に日時のご予約をお願いします。